②　農林水産大臣等に対する協議

法第７条第４項各号に定める者（以下「農林水産大臣等」という。）に対し、同項の協議を行おうとするときは、認定の申請のあった設備整備計画の内容や添付書類について事前に十分確認し、必要に応じて当該申請を行った設備整備者と調整を図った上で、協議を行うものとする。

協議を受けた農林水産大臣等は、当該協議に係る設備整備計画の内容が、農地法の転用許可基準を満たしているかなどを検討し、同意の可否を決定するとともに、速やかにその旨を市町村に対し通知するよう努めるものとする。

この場合において、農林水産大臣等は、法に基づく手続のワンストップ化の趣旨を踏まえ、通常の許可手続に要する時間（標準処理期間が定められている場合にあっては、その期間）を超えない範囲で決定を行うよう努めるものとする。また、都道府県においては、協議の窓口の一本化を図るなど計画作成市町村との協議を迅速に進められる体制を整えるよう努めるものとする。

なお、法第７条第４項第３号の集約酪農地域の区域内にある草地に係る酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第９条の規定による届出を要する行為について記載がある場合における市町村から都道府県知事に対する協議については、同条の届出の適正性を担保するための措置であり、草地の形質変更に当たって新たな規制を課すものではなく、従来の届出の要件を満たせば草地の形質変更が行われるものである。このため、市町村から協議を受けた都道府県知事は、この点に十分留意し、本来の権限を超えて計画作成市町村の認定に対して関与してはならない。

③　計画作成市町村による認定

計画作成市町村は、設備整備計画の認定の申請があった場合には、当該設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであるか、また、必要な資金の確保、設備整備計画に関係する地権者の同意の取り付け、固定価格買取制度における設備認定等の状況について確認するなどにより当該設備整備計画が実施される見込みが確実であるかを判断した上で、認定の是非を判断するものとする。なお、②の農林水産大臣等に対する協議、同意等を経て認定された設備整備計画（以下「認定設備整備計画」という。）に従って農地を農地以外のものにする場合や、開発行為を行う場合等には、各個別法の許可があったものとみなされることに留意するものとする。

⑶　認定の取消し

計画作成市町村は、設備整備計画の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備や農林漁業関連施設の整備を行っていないと認める場合には、その認定を取り消すことができる。また、これ以外の場合において、農林漁業関連施設の整備以外の農林漁業の健全な発展に資する取組を十分実施していないと認める場合や、認定設備整備計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、認定設備整備計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合には、その認定を取り消すことができる。

⑷　認定設備整備者に対する指導及び助言

計画作成市町村は、認定設備整備者に対し、認定設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組の適確な実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

8　再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する留意事項

設備整備者は、協議会における協議等の結果に即し、再生可能エネルギー発電事業の事業期間（再生可能エネルギー発電設備の整備期間を含む。）の終了時又は当該事業期間の途中で事業を中止する場合における再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法等について、設備整備計画に具体的に記載するものとする。

なお、当該撤去に係る費用については、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度における調達価格の算定において、発電設備の廃棄費用がその算定根拠に含まれていることも踏まえ、適正な額を算定するものとする。

9　２以上の市町村の区域にわたって再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする場合における基本計画の作成等に関する留意事項

再生可能エネルギー発電設備の整備が２以上の市町村の区域にわたって行われようとする場合には、関係する市町村は、次に掲げる事項に留意して基本計画の作成及び設備整備計画の認定を行うよう努めるものとする。

①　関係する市町村が連絡を密にしながら、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の内容等それぞれが定める基本計画の内容に整合性を持たせること。

②　協議会を合同で開催するなどにより、広域的な合意形成を図ること。

③　設備整備者の設備整備計画の認定を可能な限り同じ時期に行うこと。

第６　自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

1　自然環境の保全との調和

市町村は、農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備が、地域の野生動植物及びその生息環境又は生育環境、優れた自然の風景地、地質や水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることに鑑み、自然環境の保全との調和に配慮するとともに、必要に応じてこれらの自然環境に与える影響を調査し、その対策について検討するものとする。

また、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電に当たっては、次に掲げる地域等の指定目的を踏まえ、当該地域等の保全に支障が生じないよう配慮するものとする。

①　自然公園法に規定する自然公園

②　自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域

③　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）に規定する生息地等保護区

④　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区

2　景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

農山漁村においては、自然の造形を背景として、気候風土に適した形で農林漁業が営まれる中で、美しい田園風景、農林漁業を通じて形成された里地里山の風景等、それぞれの地域に固有の個性ある美しい景観が形成されてきている。このため、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際しては、景観法（平成16年法律第110号）に基づく良好な景観の形成に関する計画との調和を図るなど、農山漁村が有する景観が損なわれることのないよう配慮するものとする。また、地域における固有の歴史及び伝統を反映した関係者の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な歴史的風致の維持及び向上に配慮するものとする。

3　周辺住民の生活環境に対する配慮

再生可能エネルギー発電設備の種類によっては騒音、排水、臭気等により地域の住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があることに鑑み、市町村は、設備整備区域を定めるに当たっては、協議会における関係住民の意見等を十分に踏まえ、地域住民の生活環境に配慮するものとする。

4　環境影響評価との関係

市町村は、基本計画において環境影響評価法（平成９年法律第81号）の対象事業となる再生可能エネルギー発電設備に係る設備整備区域並びに当該区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模を記載しようとする場合には、当該再生可能エネルギー発電設備の整備による重大な環境影響を回避し、又は低減するための検討を行い、その検討結果を基本計画に反映するものとする。